

監査結果に係る措置通知書

ガス局		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される契約について</p> <p>予定価格が 3,300 万円以上の一般サービスに係る特定調達契約（いわゆる WTO 案件の契約）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「政令」という。）に定める手続により契約を締結すべきである。</p> <p>ところが、サーバ入替等業務委託について、当該案件が特定調達契約であるにもかかわらず、経営企画課は契約原料課に契約締結を依頼し、契約原料課においては特定調達契約以外の案件として契約を締結しており、政令に定める事務手続を怠っていた。</p> <p>特定調達契約の締結にあたっては、政令に定める手続により、関係法令等に則って適正に事務処理をする必要がある。</p>	<p>平成 30 年度からの契約担当課である財務課において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令案件について、改めて、内容・契約手続・契約方法等について課内研修を行い、複数で確認を行うこととした。また、担当係である契約係の打ち合わせにおいて繰り返し周知を図った。</p> <p>局内各課に対しては、年度当初に「契約事務の取扱いについて」により周知を行ったほか、「事務処理等総合研修」において、契約に係る事務処理についても研修を実施した。</p> <p>課内研修（平成 30 年 11 月 30 日） 係内打ち合わせ（平成 30 年 12 月 28 日， 平成 31 年 1 月 18 日，平成 31 年 2 月 7 日） 事務処理等総合研修（令和元年 6 月 26 日）</p>	